

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 10月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
3. 10月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
4. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最一小判平成14年3月28日判タ1094号111頁、金法1655号41頁、平成11年（受）第1220号

建物明渡等請求事件。

いわゆるサブリースによる賃貸借契約において、賃借人が更新拒絶の通知をして賃貸借契約が期間満了により終了した場合に、賃貸人は、信義則上、賃貸借契約の終了をもって転借人に対抗することができず、転借人は再転借権に基づく転貸部分の使用収益を継続することができることとされた事例。（法務速報17号3番で紹介済）

(2) 最一判平成14年9月12日 最高HP平成13年（受）第1461号

所有権移登記抹消登記手続請求事件

借入金を所定の期日までに返済しない場合には債務者所有の土地を債権者名義に変更し第三者に売り渡すことを承諾する旨の契約が譲渡担保契約であるとされた事例

(3) 最三判平成14年9月24日 最高HP 平成14年（受）第605号

損害賠償請求事件

建築請負の仕事の目的物である建物に重大な瑕疵があるために建て替えざるを得ない場合には、注文者は、請負人に対し、建物の建て替えに要する費用相当額の損害賠償を請求することができる

(4) 最三判平成14年9月24日 最高HP 平成14年（受）第432号

遺言無効確認請求事件

ワープロを操作して秘密証書遺言の遺言書の表題及び本文を入力し印字した者が民法970条1項3号にいう筆者であるとして、その氏名、住所を公証人に申述しないで為された遺言が無効であるとされた事例

(5) 最三判平成14年9月24日 最高HP 平成13年（オ）第852号

損害賠償等請求事件

公共の利益に係わらない人のプライバシーにわたる事項を表現内容に含む本件小説の公表により公的立場にない人の名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって、本件小説の出版等によりに重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあるから、人格権としての名誉権等に基づく小説の出版差し止めを認容した判断は、憲法21条1項に違反しない、とされた事例（小説「石に泳ぐ魚」作家上告事件）
（なお、差し止めの可否については、小説「石に泳ぐ魚」出版社上告事件と同じ）

(6) 最三判平成14年9月24日 最高HP 平成13年（オ）第851号、同年（受）第837号

損害賠償等請求事件

人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、侵害行為の差し止めを求めることができる。侵害行為の差し止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差し止めを肯認すべきである、として名誉等の侵害に基づく小説の出版等の差し止めが認められた事例（小説「石に泳ぐ魚」出版社上告事件）

(7) 最三判平成14年9月24日 最高HP平成10年（オ）第1046号

損害賠償請求事件

末期がんの患者本人にその旨を告知すべきでない判断した医師が患者の家族にその病状等を告知しなかったことが診療契約に付随する義務に違反するとされた事例

(8) 最三判平成14年10月15日 最高HP平成13年（受）第1841号

給排水施設使用許諾請求事件

宅地の所有者は、他の土地を経由しなければ、水道事業者の敷設した配水管から当該宅地に給水を受け、その下水を公流又は下水道等まで排出することができない場合において、他人の設置した給排水設備をその給排水のため使用することが他の方法に比べて合理的であるときは、その使用により当該給排水設備に予定される効用を著しく害するなどの特段の事情のない限り、民法220条及び221条の類推適用により、当該給排水設備を使用することができるものと解するのが相当である。

(9) 東京高判平成12年3月29日判タ1094号193頁 平成11年（ネ）第3985号

損害賠償請求控訴事件

将棋の戦法として、控訴人は居飛車穴熊戦法（Aタイプ）を開発し、被控訴人は居飛車穴熊戦法（Bタイプ）を開発したものであるから、被控訴人の、要旨、「居飛車穴熊の元祖は私でございます。」との発言等は、控訴人の社会的評価を低下させるものではなく、「居飛車穴熊戦法の創始者又は元祖」と呼ばれるという名誉を侵害する

ものではない。

(10) 東京高判平成14年2月12日判タ1093号185頁

ゴルフ場経営会社の営業譲渡ではゴルフ会員権に包摂される権利義務関係の一部を分離して譲渡することはできず、ゴルフ場経営会社の営業の譲受人は、ゴルフ会員契約上の地位を承継し、会員に対して預託金返還義務を負うとした事例。

(11) 東京地判平成13年3月9日判タ1091号268頁

現在及び将来の債権の譲渡担保を受けた法人が債権譲渡特例法に基づいてなした登記について、譲渡債権の発生日月日として始期の記載はあるが終期の記載のない登記がなされた場合、当該終期の記載のない登記は、将来発生する債権を譲渡担保として公示する登記であり、債権発生日月日(始期)から終期の定めのない期間発生した債権を譲渡の対象にしていることを公示しているとみるのが相当であると判示された事案。

(12) 大阪地判平成13年4月11日判タ1091号274頁

証券会社において株式等の取引をした顧客が、証券会社の従業員から提供された情報で誤っていたために取引差損が発生したとして当該従業員の使用者である証券会社に対し不法行為に基づく損害賠償を求めたところ、当該従業員には情報の提供に際して正確な情報を伝達すべき義務(善管注意義務)の違反があり、当該誤情報の提供と取引差損の発生との間に相当因果関係があるとして請求が認容された事案。

(13) 東京地判平成13年10月26日金法1653号66頁

連帯保証人Zと債権者Yとの間で交わされた債務弁済契約証書及び領収書の記載内容によれば、債務者XのYに対する貸金債務はZの代位弁済により消滅したものと解されること、当該貸金債務の支払いの為にXが振り出した小切手を、当該貸金債務消滅後に、Y従業員が支払呈示に回した行為には、少なくとも過失があり、Xに対する不法行為を構成するとした事例。

(14) 大津地判平成13年12月28日判時1790号141頁 大津地裁平成13年(ワ)98号

散歩中に普通貨物自動車に後方から衝突され、肋骨骨折、骨盤骨折等の傷害を負った女性の会社員について、受傷内容、程度が生命の危険を伴う重傷であるし、被害女性の反応は強い恐怖ないし戦慄に関するものであったこと、被害女性には、外傷的に出来事の再体験が認められること、外傷と関連した刺激の持続的回避と全般的反応性の麻痺が認められること、被害女性には、持続的な覚醒亢進症状が認められること、障害の持続期間が1ヶ月以上であること、障害が被害女性に、臨床的に著しい苦痛及び職業的機能の障害を引き起こしているなどとして、被害女性の症状はPTSDに該当すると判断し、休業損害、慰謝料等の損害賠償請求を認めた事例。

【商事法】

(15) 最一判平成14年10月03日 最高HP 平成14年(受)第310号

保険金請求事件

1 生命保険契約において第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合は、保険者は免責される

2 会社が保険契約者兼保険金受取人である生命保険契約の被保険者を取締役が故意により死亡させた場合に保険者が免責されないとされた事例

(16) 福岡高判平成13年3月2日判タ1093号197頁

資本金1億円以下の小会社は定時総会の1週間前から商法281条1項の書類等を本店に備え置かなければならないところ(商法特例法23条4号)、株主総会の前に計算書類等を本店に備え置かなかったことは、株主総会の召集手続の法令違反にあたり、株主総会決議の取消事由となるとした事例。

(17) 岐阜地判平成13年3月1日判タ1093号257頁

会社の役員を被保険者とする生命保険契約により会社に支払われた死亡保険金につき、会社と被保険者との間で相当額を退職金等として支払う旨の合意が成立したものと認め、会社が取得した保険金の2分の1を相続人に支払うのが相当であるとした事例。

(18) さいたま地裁判平成13年12月21日判タ1093号198頁

業界の一流企業が振り出した優良手形が盗難被害に遭った事案で、優良手形が裏書譲渡されることが不自然であることと等を理由に善意取得はできないとする振出人及び受取人の抗弁を排斥し、所持人に手形法16条2項但書所定の悪意・重過失を認めることはできないとした事例。

【知財】

(19) 最三判平成14年9月17日 最高HP 平成13年(行ヒ)第7号

審決取消請求事件

商標法56条において準用する特許法153条2項所定の手続を欠くという瑕疵がある場合であっても、当事者の申し立てない理由を基礎付ける事実関係が当事者の申し立てた理由に関するものと主要な部分において共通し、しかも、職権により審理された理由が当事者の関与した審判の手續に現れていて、これに対する反論の機会が実質的に与えられていたと評価し得るときなど、当事者の申し立てない理由について審理することが当事者にとって不意打ちにならないと認められる事情のあるときは、上記瑕疵は審決を取り消すべき違法には当たらない。

(20) 東京地判 平成14年9月19日 裁判所HP 平成13年(ワ)17772号

特許権 民事訴訟事件

原告が日亜化学において発明した青色発光ダイオードに関する特許権持分確認等請

求事件。

出願依頼書の「譲渡證書」に原告が署名した点に照らせば、本件発明の特許を受ける権利については、原告と被告会社との間で、原告が被告会社にこれを譲渡する旨の契約が成立したものと認定するのが相当であり、本件発明についての特許を受ける権利は被告会社に承継されたものと認めることができるので、本件発明についての特許を受ける権利が被告会社に承継されていないことを前提として、本件特許権の持分の移転登録と1億円及び遅延損害金の支払を求める主位的請求は、理由がないこととなるので、引き続き特許法35条3項、4項に基づいて相当対価を請求する予備的請求についての審理を行うべきものであると中間判決した。

(21) 最一判平成14年09月26日 最高HP 平成12年(受)第580号

損害賠償等請求事件

1 特許権に基づく差止め及び廃棄請求の準拠法は、当該特許権が登録された国の法律である

2 米国特許法を適用して、米国特許権の侵害を積極的に誘導する我が国内での行為の差止め又は我が国内にある侵害品の廃棄を命ずることは、法例33条にいう「公ノ秩序」に反する

3 米国特許権の侵害を積極的に誘導する行為を我が国で行ったことを理由とする損害賠償請求について法例11条1項にいう「原因タル事実ノ発生シタル地」が米国であるとされた事例

4 米国特許権の侵害を積極的に誘導する行為を我が国で行ったことは、法例11条2項にいう「外国ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依レハ不法ナラサルトキ」に当たる

(22) 東京高判 平成14年10月17日 裁判所HP 平成14年(ネ)3024号

商標権民事訴訟事件

goo.co.jpという登録ドメイン名についての使用権確認請求控訴事件。

インターネットの利用態様がより多様化し、商取引がそれを介して行われることも多くなった以上、一般の商取引を規律する決まりを、場合によってはインターネットの特徴に応じて修正を加えつつも、インターネットの使用にも適用しなければならなくなることは避けられず、紛争処理方針の実施が従来のドメイン取得の決まりと異なる部分があったとしても、何ら不当にインターネットの利用者を混乱に陥れるものではないので、従来のドメイン名取得ルールと矛盾するものであり、インターネットの利用者を混乱に陥れるものにほかならないからJPNICによる紛争処理方針の実施は信義則違反となる、との控訴人の主張には理由がない。

【民事手続】

(23) 最二決平成14年4月26日判時1790号111頁 最高裁平成14年(許)1号

仮執行宣言付判決に対する上訴に伴い強制執行の停止がされた後、債務者が破産宣告を受けた場合に、債権者は、強制執行の停止がされなかったとしても仮執行が破産宣告時までには終了していなかったという事情がない限り、強制執行の停止により損害を被る可能性があるから、債務者が破産宣告を受けたという一事をもって、「担保の事由が消滅したこと」に該当するということとはできないと解するのが相当であるとして、破産管財人からの担保取消しの申立てを認容した原々決定を取り消した事例(法務速報13号15番で紹介済)。

(24) 最一決平成14年6月13日判時1790号106頁 最高裁平成13年(許)30号

抵当権者が抵当権に基づく物上代位権の行使として抵当不動産に係る賃料債権を差し押えたのに対し、賃借人が賃料債権の不存在又は消滅を理由として執行抗告をしたケースについて、債権差押命令に対する執行抗告においては、被差押債権の不存在又は消滅を執行抗告の理由とすることはできないとした事例(法務速報14号23番で紹介済)。

(25) 最三判平成14年9月24日平成12年(受)第1584号

破産債権確定請求事件

債務者が破産宣告を受けた場合、債権の全額を破産債権として届け出た債権者は、破産宣告後に物上保証人から届出債権の弁済を受けても、その全部の満足を得ない限り、届出債権の全額について破産債権者としての権利を行使することができる

(26) 横浜地判平成13年11月29日金法1654号84頁

民事再生手続において、[1]再生債務者が別除権者に対して今後の弁済を約束したこと、[2]担保権設定不動産の価値が高いこと、[3]別除権者が政府系金融機関であること、[4]別除権行使により再生計画に重大な支障があること、という事情があっても、別除権者の担保権行使が権利濫用とは認められないとされた事例。

(27) 東京地判平成14年3月14日金法1655号45頁

1 包括保証契約において、期限の利益喪失事由として、契約書を取り交わした時点における法的倒産手続(いわゆる倒産五法)が全て挙げられている場合に、民事再生手続開始の申立が期限の利益喪失事由に当たるとされた事例。

2 相殺の意思表示の撤回は、相手方が撤回について承諾した場合には、認められる。

【公法】

(28) 最一判平成14年9月12日 最高HP 平成11年(行七)第50号

奈良県食糧費情報公開請求事件

飲食代金の請求書に記載された債権者の取引銀行名及び口座番号が情報公開条例所定の「法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるもの。」との非開示事由に当たらない

いとされた事例

(29) 最一判平成14年9月12日 最高HP 平成10年（行ツ）第69号、70号

損害賠償請求事件

京都市の住民らが、地方自治法（平成14年法律第4号による改正前のもの。以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、市に代位して、同号にいう当該行為に係る相手方である民生局同和対策室長及び市長に対し、それぞれ同和対策費等の名目で支出した行為についての損害賠償を求めた事案において、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとして、財務会計上の行為が秘密裡にされたものではないことから直ちに地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由がないとした原判決を破棄した事例。

(30) 最三判平成14年9月17日 最高HP 平成13年（行ツ）第38号、同年（行ヒ）

第36号

代金返還代位請求事件

仙台市（以下「市」という。）の住民である被上告人らが、市と上告人らとの間で締結された上告人らが共有する土地の売買契約が公序良俗違反又は錯誤により無効であるとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、市に代位して、本件各契約の相手方である上告人らに対し、不当利得として売買代金相当額の返還及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案において、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとして、原判決を破棄した事例。

(31) 最二判平成14年9月27日 最高HP 平成14年（オ）第823号

損害賠償請求事件

御嵩町における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例（平成9年1月御嵩町条例第1号）が投票の資格を有する者を日本国民たる住民に限るとしたことは、憲法14条1項、21条1項に違反しない

(32) 最一判平成14年10月03日 最高HP 平成9年（行ツ）第62号

損害賠償請求事件

愛知県の住民らが、県が共同企業体との間で、愛知芸術文化センターの建設工事代金額を増額する等の工事請負変更契約を締結し、代金増額分を全額支払ったことに關し、地方自治法（平成14年法律第4号による改正前のもの。）242条の2第1項4号に基づき、県に代位して、共同企業体、県知事、建築部長その他県の担当職員等に対し、損害賠償等を請求している事案において、財務会計上の行為の準備行為又は補助行為が違法であることに基つて発生する損害賠償請求権の行使を怠る事実に係る住民監査請求には、その違法が財務会計上の行為の違法を構成する関係にあるときは、地方自治法242条2項の適用があるとして、これを不適法とした原審の判断に法令の解釈適用の誤りがあるとした事例。

(33) 最二判平成14年10月11日 最高HP 平成11年（行ヒ）第28号

公文書非開示決定処分取消請求事件

公立学校の教員採用選考の筆記審査の問題とその解答を記載した文書は高知県情報公開条例所定の「県の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他の事務事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずると認められるもの」との非開示事由に該当しない。

(34) 最三判平成14年10月15日 最高HP 平成10年（行ツ）第86号

建物収去土地明渡等、損害賠償等請求事件

地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由の有無は、当該普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、その時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとして、監査請求の対象たる契約から1年経過後になされた監査請求につき、監査請求をした者がその64日前に既に監査請求をすることができる程度にその内容を認識していた場合は、地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由がないとされた事例

(35) 最一判平成14年10月17日 最高HP 平成11年（行ヒ）第46号

在留資格変更申請不許可処分取消請求事件

日本人と婚姻関係を有するが当該婚姻関係が社会生活上の実質的基礎を失っている在留外国人は、出入国管理及び難民認定法別表第二所定の「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する要件を備えているとはいえない。

(36) 福岡高判平成12年4月26日判タ1094号120頁 平成11年（ネ）第545号

損害賠償請求控訴事件

県知事が平成10年改正前の国土法24条3項の不勧告通知書を送付するにあたり、誤って、当事者でない者の届出書写しをも添付して送付したことにより、地権者が、他

の土地の売買予定価額を知り、この結果、業者との売買契約の締結を拒否するに至ったため、業者が、期待利益等の賠償を県に求めたという事案。

時価相場と場所的、地形的事情等が反映された合理的な価額形成が期待されていること、価額の再調整費用は通常の売買交渉に伴う費用であること等の事情を考慮すると、県知事の不動産通知書の本件送付行為が違法であると判断するのは相当でない。

(37) 福岡地判平成13年11月8日判タ1091号231頁

住民訴訟における不当利得返還請求の場合の監査請求期間（地方自治法242条2項）の起算点に関して、不当利得返還請求権についてはその損失と利得が発生した時点を超えて監査請求期間の起算点と解するべきであり、市の支出負担行為、支払命令、支出行為という一連の財務会計行為のうち、支出行為について監査請求期間が遵守されていれば適法な監査請求があったとすべき旨判示された事案。

【社会法】

(38) 最一決平成14年9月26日 最高HP 平成13年（行二）第5号、6号

訴訟参加申立て事件

労働組合の救済申立てに係る救済命令の取消訴訟において、当該組合に所属する労働者は、救済命令が判決により取り消されれば、その利益を受けられなくなるとしても、救済命令の義務の履行を求める権利を有さず、当該労働者の救済命令を求める権利が侵害されることもないから、行政事件訴訟法22条に基づき参加することはできない

(39) 横浜地裁平成12年7月17日判タ1091号240頁

1 憲法14条1項は、年齢による差別を明示的に禁じていないが、雇用関係において年齢による取扱の差が合理性を欠くならば、同条項違反となり得ると解すべきであるところ、通常、年齢に伴い生活費の多寡が変動する以上、年齢に応じて賃金の額を変動させることも、その内容が生活費の傾向を反映したものであり、かつ、賃金の低い労働者の賃金額が不当に低いものでなければ決して不合理ではないというべきであるとして、新賃金制度により受けられなくなった旧制度の賃金との差額分の支払請求が棄却された事案。

2 特定又は一部の組合員に不利な労働条件等を定める労働協約であっても直ちに規範的効力が生じないということではできず、そのような労働協約が労働組合の目的を逸脱して締結されたと認められる場合にその規範的効力が否定されると解すべきであり、労働協約が労働組合の目的を逸脱して締結されたかどうかの判断に当たっては、組合員に生じる不利益の程度、当該協約の全体としての合理性、必要性、締結に至るまでの交渉経過、組合員の意見が協約締結に当たってどの程度反映されたか等を総合的に考慮することが必要であると判示し、当該賃金制度に関する労使間の協定の規範的効力を認めた事案。

【刑事法】

(40) 最三小判平成14年6月4日判タ1094号117頁 平成11年（あ）第1411号

酒税法違反被告事件

いわゆる規制緩和論が高まり、免許制の運用が大幅に緩和されるに至っている近時においても、酒類販売業免許制を定めた酒税法9条1項の規定は、憲法22条1項に違反しない。

(41) 最一決平成14年9月30日 最高HP 平成10年（あ）第1491号

威力業務妨害被告事件

動く歩道を設置するため、本件通路上に起居する路上生活者に対して自主的に退去するよう説得し、これらの者が自主的に退去した後、本件通路上に残された段ボール小屋等を撤去することなどを内容とする環境整備工事を阻止するため、多数の路上生活者に指示してバリケードを構築し、その内部で100名の者と座り込み、本件工事に従事していた東京都職員らに対し、鶏卵、旗竿、花火等を投げ付け、消火器を噴射し、「帰れ、帰れ」とシュプレヒコールを繰り返して怒号するなどして座込みを続けた行為につき、環境整備工事は強制力を行使する権力的公務ではないから、刑法234条にいう「業務」に当たり、道路管理者である東京都が本件工事に伴って段ボール小屋を撤去したことは、やむを得ない事情に基づくものであって、業務妨害罪としての要保護性を失わせるような法的瑕疵があったとは認められないとして同罪の成立を認めた事例。

(42) 大阪高判平成13年11月15日判タ1094号300頁 平成13年（う）第991号

道路交通法違反被告事件

被告人とは別の者に対する被告事件の論告要旨が、公判調書に誤って編み込まれて引用されたため、「検察官が別人に対する論告をした。」として訴訟手続の法令違反による控訴がなされた事案

刑事訴訟法52条は、「公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。」と規定しているが、公判調書本体と引用された書面の間に矛盾が生じている場合には、訴訟手続の存否及び適否について他の証拠によつて証明をすることが許されると解する。本件においては、論告要旨原本の取り違えによる編み間違いがあったものの、原審における本件論告自体は適法に実施されたから、原審の訴訟手続には、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反はない。

10月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・NBL編集部編 商事法務 144頁 ¥2300

別冊NBL70 会社更正法の改正

- ・NBL編集部編 商事法務 156頁 ¥2500
別冊NBL71 仲裁法制に関する中間とりまとめと解説
- ・NBL編集部編 商事法務 81頁 ¥1500
別冊NBL72 人事訴訟手続法の見直し等に関する要綱中間試案と解説
- ・経営法友会会社法問題研究会編 商事法務 119頁 ¥1700
監査役ガイドブック [新訂第2版]
- ・三宅省三・塩崎 勤・小林秀之編 青林書院 624頁 ¥6900
注解民事訴訟法 1 第1条～第60条
- ・あさひ法律事務所他編 中央経済社 216頁 ¥2000
CK Books 平成14年商法改正 連結計算書類の導入と株式関係・その他の改正
- ・土岐敦司・辺見紀男・佐藤彰紘他編著 中央経済社 240頁 ¥2400
平成14年5月商法改正 新会社制度と株式・株主総会改革なるほどQ & A
- ・G. ボアソナード 信山社出版 660頁 ¥50000
日本立法資料全集 別巻244 ボアソナード論文撰 上巻 1854～1873年 来日前 (仏文)
- ・弥永真生 商事法務 527頁 ¥5200
監査人の外観的独立性
- ・吉川達夫・河村寛治・宮本啓之他著 中央経済社 240頁 ¥2500
実践 英文契約書の読み方・作り方

10月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・鳥飼重和監 中央経済社 220頁 ¥3000
税理士の業務・権限・責任 新税理士法の体系とその解釈
- ・高山昌一郎編著 中央経済社 324頁 ¥3000
税理士のための 企業再編の税務と法務
- ・税理士法人山田&パートナーズ他編著 中央経済社 410頁 ¥5500
逐条解説 組織再編税制の実務
- ・中町 誠・中山慈夫編著 中央経済社 282頁 ¥3200
Q&A労働法実務シリーズ 3 労働時間・休日・休暇・休業
- ・税理士法人中央青山編 中央経済社 500頁 ¥5500
事業再編税務ハンドブック
- ・野崎和義 ミネルヴァ書房 432頁 ¥3500
法学シリーズ 職場最前線 2 福祉のための法学
- ・櫻井雅夫編集代表 信山社出版 520頁 ¥15000
EU・ヨーロッパ法の諸問題
- ・記念論文集刊行委員会 信山社出版 758頁 ¥20000
情報社会の公法学 河上宏二郎先生古稀記念論文集
- ・千葉正士 信山社出版 304頁 ¥9333
Legal Cultures in Human Society
- ・品田充儀 法律文化社 438頁 ¥8000
カナダ労災補償法改革
- ・日本国際経済法学会編 法律文化社 200頁 ¥3000
日本国際経済法学会年報 第11号
- ・日本労働法学会編 法律文化社 266頁 ¥3400
日本労働法学会誌100号 労働法における労働自治の機能と限界ほか
- ・伊藤博義 有斐閣 200頁 ¥1800
有斐閣選書 福祉労働の法
- ・岡野祐子 大阪大学出版会 246頁 ¥6000
ブラッセル条約とイギリス裁判所
- ・ロバート・B・レフラー著/長澤道行訳 勁草書房 244頁 ¥2700
日本の医療と法 . . . ★

・日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会・2001年度シンポジウム実行委員会
明石書店 198頁 ¥1800
司法における性差別 — 司法改革にジェンダーの視点を . . . ★

発刊書籍<解説>

・日本の医療と法

我が国のインフォームドコンセント問題に関する研究書。著者は米国人であるが、本書では単に米国と日本の同問題を比較紹介するにとどまらず、我が国の慣習や法文化的側面から同問題をどのように理解し、発展させていくべきか詳細に述べられている。最近の医療過誤に関する判例やその解釈、問題に関する統計的な資料も多く掲載されており、研究書のほか時事書としても有用である。

・司法における性差別 — 司法改革にジェンダーの視点を

2001年度シンポジウム実行委員会に所属されている女性の法曹家によって、現在の様々な性差別問題が論じられている。書名にもなっている「司法における性差別」がどのような場面（段階）で発現するかという点に関する記述は大変興味深い。後半においては、同委員会の取組みや今後の司法のあり方などが述べられており、関係する問題に係わる人々には実務書としても扱える。

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
